平成２５年（フ）第３１４号
兵庫県西宮市久保町13番28―212号
破産者　岩﨑　文代
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３３号
山口県下関市貴船町４丁目10番50―103号
アドバンス21貴船
破産者　多田　満臣
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
愛媛県宇和島市伊吹町甲162番地31
破産者　村田　　彰
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第１３９号
熊本市東区京塚本町25番６号、前住所熊本市東区長嶺南１丁目４番71号
破産者　永目　逸伸
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６２号
宮崎県延岡市桜園町１番地　市営住宅３―１―１―７
破産者　後藤　真紀（旧姓高司）
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第３号
仙台市太白区柳生４丁目４番地の10　グレイスＫ南仙台402
破産者　佐久間昭一
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５７号
福島県郡山市富田町字音路68番地　ビューパレスⅡＡ102号、従前の住所宮城県宮城郡利府町しらかし台２丁目４番地３
破産者　岡本　安弘
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５８５号
相模原市緑区二本松１丁目18番６号、開始決定時の住所相模原市緑区相原４丁目７番19号
破産者　渡部　平三
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１８１号
静岡県裾野市茶畑509番地の３　ハウス柏木104、前住所静岡県駿東郡長泉町下長窪612番地の３　ピープルズパークまさみ202号
破産者　本山　　強（旧姓西澤）
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２２７号
静岡県沼津市原833番地の１
破産者　山田　光明
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１１８号
愛知県みよし市福谷町杁ノ奥４番地20
破産者　坪　　金雄
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１３１号
愛知県高浜市二池町４丁目206番地１　メゾン・リヴィエール401号
破産者　小野　元子
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２３２号
愛知県みよし市福谷町杁ノ奥４番地20
破産者　坪　香代子
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１１２号
広島市東区矢賀２丁目10番55号
破産者　池田　俊介
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６９７号
福岡市中央区清川３丁目16番19―908号
破産者　林　　慶太
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４０号
青森県むつ市上川町６番14号
破産者　小島　一典
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６号
盛岡市山岸６丁目39番７号　第２白樺荘102号、破産手続開始決定時の住所盛岡市月が丘３丁目40番２号
破産者　笠島　順子
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１５８号
福島市御山字中屋敷121番地の１、従前の住所福島県伊達市月舘町下手渡字口明石22番地27
破産者　高木　美晴
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１５９号
福島市御山字中屋敷121番地の１、従前の住所福島県伊達市月舘町下手渡字口明石22番地27
破産者　高木タマ子
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所